

かすかべし出前講座「市民講師編」申込みから報告までの流れ

かすかべし出前講座「市民講師編」は、春日部市生涯学習人材情報登録制度に登録されている皆さんが、これまで学習し得た知識、技術、経験などを生かし、地域に還元するとともに活動の場を広げていただくことを目指しています。

かすかべし出前講座「市民講師編」を実施するにあたり、市民講師の皆さんにお願いする事務取扱いについてご説明いたします。

1 申請者（申込団体・グループ）について

既存の団体・グループ（自治会やスポーツ団体等）や講座を受けるために組織されたグループでも可能とします。人数については、10人以上としますが、講座の目的や内容などにより、柔軟に対応してください。

また、団体の代表は市内在住、在勤又は在学する方としますが、構成員の中に市外の方が含まれていても、可能とします。

会場は、原則市内に限ることとなっておりますが、他市町との境界に接しているグループで市内の会場が取れず市外になった場合や自然観察など市外に出かける場合なども想定されますが、市民講師が受諾いただける場合は、可能とします。

2 申込み・受付について

出前講座の受講について申請者より依頼がありましたら、該当の市民講師の皆さんに社会教育課生涯学習推進担当から電話、FAXまたはメールにて連絡します。その際に、依頼された内容等で受諾可能かどうかを調整させていただきます。

市民講師との調整が整い講座の実施が可能となりましたら、講座実施日の14日前までに申請者から書面により申込が行われます。

申込受付は、社会教育課生涯学習推進担当（教育センター3階）で行います。

3 市民講師の依頼について

申請者からの書面による申込後、かすかべし出前講座市民講師の依頼を書面にて通知いたします。書面の内容をご確認ください。

4 申請者との打合せについて

市民講師へ依頼書が届きましたら、書面に申請者の連絡先が記載されておりますので、市民講師の皆さんから申請者へ連絡を取っていただき、講座の打合せをお願いします。

申請者は、メニュー一覧から申込んでいますので、講座の詳しい内容などがわかりません。講座の内容、対象者、費用、準備するもの等について、申請者と十分話し合ってください。なお、講座の会場となる場所は、講座によって必要となる設備や備品（水道、マイク、ビデオプロジェクター等）、会場の広さ、駐車場の有無などがありますので、必ず確認をお願いします。

受講に伴い生ずる教材費等の費用は、受講者の負担となる旨を申請者に伝え、了解を得てください。なお、費用は、あらかじめ出前講座メニュー一覧に掲載してある、講座に伴う材料費や教材費と会場までの交通費となります。

また、材料費や教材費の領収書を求められる場合や当日キャンセルの取扱いなどがありますので確認をしてください。領収書は、市民講師が用意してください。

5 講師料

かすかべし出前講座の講師料は、無料です。

6 講座実施について

講座の実施会場へは、時間に余裕を持ってお出かけください。

到着後、申請者と当日の日程などを確認してください。また、講座に必要な機器の設置や資料等の配布物を渡してください。

なお、講座に伴う材料費や教材費がある場合は、忘れずに受け取ってください。

講座は、市民講師と申請者で協力し合い決められた時間で終了してください。

7 アンケートの協力について

講座の実施にあたって、受講者へ「かすかべし出前講座アンケート」を配布してください。

なお、「かすかべし出前講座アンケート」は講座が終了するまでに回収してください。

8 実施報告書の提出について

講座が終了しましたら、14日以内に「かすかべし出前講座実施報告書」を事務局まで提出してください。（FAXまたはメールでも可）

9 注意事項について

① 講座終了後、申請者や受講者から引き続き指導をお願いできないかなど継続の指導の依頼があった場合は、「市民講師」と依頼者の当事者間の交渉で決めてください。

② 「市民講師」は、営利を目的とする行為（勧誘含む）を行うことはできません。

③ 講座で知り得た個人情報等は講座終了後、利用したり他人に漏らしてはいけません。

10 問い合わせ

かすかべし出前講座「市民講師編」に関する問い合わせや登録事項の変更などございましたら、事務局まで連絡をお願いいたします。

《かすかべし出前講座事務局》

春日部市社会教育課生涯学習推進担当

（教育センター3階視聴覚センター内）

住所 春日部市粕壁東3-2-15

電話 048-763-2425

FAX 048-763-2219

※月曜日・祝休日は休所日です。

